

桜島をまるごと
学び舎にする

桜島学校

令和 8 年度

募集期間：令和7年12月1日(月)～令和7年12月26日(金) 午後5時15分まで



現桜島中学校で開校【鹿児島市桜島藤野町1342番地】



令和 9 年度～



【新校舎完成予定イラスト】

新校舎【鹿児島市桜島横山町1722-17】

特認校制度における入学（転学）の条件

- 1 対象となる児童生徒の居住地
鹿児島市に居住している児童生徒になります。（令和8年4月1日現在）
- 2 通学
保護者の責任において公共交通機関による自力通学、または保護者等による送迎にて、通学時間が概ね1時間以内で、8時10分までに登校できることが条件になります。
- 3 入学（転学）時期
入学（転学）の時期は、原則として毎年4月1日とします。
- 4 保護者の義務及び協力
登下校時や放課後における児童生徒の安全確保に責任をもつとともに、学校の教育活動に対して協力していただきます。特に、台風接近時等における早期下校等の緊急時の対応は、学校の指示に従っていただきます。
- 5 特認校学校長との面接
特認校制度で入学（転学）を希望する保護者は、必ず学校長（令和8年度募集に関しては教育委員会学校整備室）との面接を行うことになります。

申請・許可等

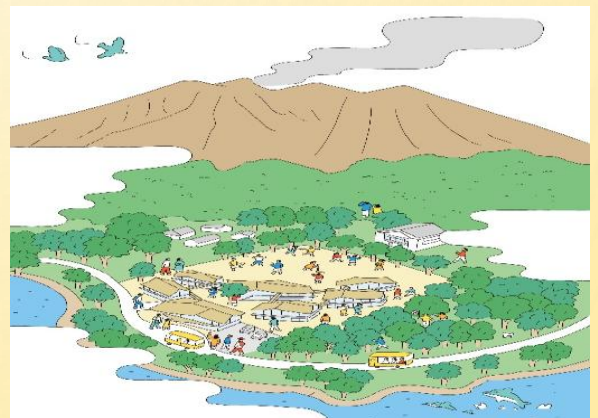
- 1 申請の手続き
 - (1) 申請期間
令和7年12月1日（月）から令和7年12月26日（金）8時30分～17時15分
土・日・祝日は除きます。（郵送の場合、消印有効）
 - (2) 申請方法
「入学及び転学申込書」及び「指定学校変更申立書」を下記の提出先へ郵送又は持参にて提出してください。申込書等は桜島学校HPにてダウンロード可能です。
 - (3) 申請後の流れ
ア 教育委員会は申込書等に基づいて審査し、申請が認められた場合には、学校より保護者へ面接日について連絡いたします。
イ 募集人数については教室数の関係上、受け入れ人数に上限があるため、各学年の総児童生徒数が30人を超えないようにします（1・2年生は25人）。希望者が募集人数を上回った場合には、抽選とします。抽選を実施する場合は、抽選会に出席（代理可）することが必要です。
抽選の実施の有無は桜島学校HPに掲載します。また、抽選を行う場合は1月初めに電話にて連絡いたします。
ウ 特認校への入学（転学）の許可の可否については、学務課より保護者へ連絡いたします。
エ 特認校への入学（転学）が許可された場合、保護者は、在籍校や桜島学校での手続きがあります。
- 2 特認校入学（転学）の取り消し
入学（転学）の許可後において、申請の事実と異なり、特認校制度の趣旨に沿わない事由があると認めたときは、入学（転学）を取り消すことがあります。

<申込書提出先>

鹿児島市教育委員会学務課学事係（〒892-8677 山下町11番1号）
鹿児島市教育委員会学務課谷山分室（〒891-0194 谷山中央四丁目4927番地）
吉田支所総務市民課（〒891-1392 本城町1696番地）
桜島支所桜島総務市民課（〒891-1415 桜島藤野町1439番地）
喜入支所総務市民課（〒891-0203 喜入町7000番地）
松元支所総務市民課（〒899-2792 上谷口町2883番地）
郡山支所総務市民課（〒891-1192 郡山町141番地）

<問い合わせ先>

鹿児島市教育委員会学務課学事係（手続きについて）
☎ 099-216-1476
鹿児島市教育委員会学務課谷山分室（手続きについて）
☎ 099-269-8415
鹿児島市教育委員会学校整備室（教育内容等について）
☎ 099-227-1930



特認校情報（桜島学校HP）

右のQRコードから、
桜島学校のHPに入りますと
詳しい情報が読み取れます。



鹿児島市小規模校入学特別認可実施要綱

(目的)

第1条 豊富な自然環境に恵まれた小規模校の特性を生かし、心身の健康増進・体力づくりとともに、自然に触れる中で学ぶ楽しさと、豊かな人間性を培いたいと希望する保護者及び児童生徒に、一定の条件を付し、特別に入学（転学）を認めると同時に、学校及び地域の活性化を図る。

(事業実施校の指定)

第2条 学校及び地域から本制度の指定要望が出された場合、学校規模や本制度の導入に対する学校を含めた地域の意欲等を総合的に判断し、教育委員会が指定する。

(許可の条件)

第3条 許可の条件は、第1条の目的に従い、真に小規模校の有する特性の中で教育を受けさせたいという場合に限定し、保護者が入学（転学）を希望する場合は、前述の趣旨を十分理解したうえで、教育委員会の指定する学校に限り許可する。

2 通学については、保護者の責任において概ね1時間以内で、始業時までに登校が可能な児童生徒とする。

(指定学校変更の手続)

第4条 本制度による指定学校変更の手続は、鹿児島市指定学校変更事務取扱要領に基づき行う。

(指定校)

第5条 本制度による指定校は別表のとおりとする。

2 本制度の指定を受けている小学校と校区を同じくする中学校が本制度の指定を受けていない場合でも、当該小学校に児童が概ね1年以上継続して通学している場合、当該児童に限り当該中学校への入学を許可する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

この要綱は平成15年12月18日から施行し、平成16年4月1日以降在学している児童生徒に適用する。

付 則

この要綱は平成17年2月1日から施行し、平成17年4月1日以降在学している児童生徒に適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱による改正後の別表（第 5 条関係）中、鹿児島市立桜島学校への入学（転学）に関し必要な手続その他の行為は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

(経過措置)

3 鹿児島市立桜島学校区以外に住所を有する児童生徒（令和 8 年度中学入学者を除く。）のうち、この要綱の施行日前に改正前の別表（第 5 条関係）中、鹿児島市立東桜島小学校、鹿児島市立黒神小学校、鹿児島市立桜峰小学校、鹿児島市立東桜島中学校及び鹿児島市立黒神中学校に既に入学（転学）の許可（当該許可期限が施行日以後のものに限る。）を受けて通学している児童生徒については、この要綱の施行日以後は鹿児島市立桜島学校に当該許可期限まで通学の許可を受けているものとみなす。

別表（第5条関係）

指 定 学 校 名	所 在 地
鹿児島市立宮小学校	鹿児島市宮之浦町1953番地
鹿児島市立本城小学校	鹿児島市本城町1705番地
鹿児島市立花尾小学校	鹿児島市花尾町170番地
鹿児島市立犬迫小学校	鹿児島市犬迫町5745番地
鹿児島市立皆与志小学校	鹿児島市皆与志町4307番地
鹿児島市立東昌小学校	鹿児島市直木町4307番地1
鹿児島市立平川小学校	鹿児島市平川町3795番地
鹿児島市立錫山小学校	鹿児島市下福元町9856番地
鹿児島市立一倉小学校	鹿児島市喜入一倉町5335番地
鹿児島市立前之浜小学校	鹿児島市喜入前之浜町7036番地
鹿児島市立生見小学校	鹿児島市喜入生見町1365番地
鹿児島市立吉田北中学校	鹿児島市西佐多町269番地
鹿児島市立河頭中学校	鹿児島市犬迫町1168番地
鹿児島市立錫山中学校	鹿児島市下福元町9856番地
鹿児島市立桜島学校	鹿児島市桜島藤野町1342番地